

障害福祉サービスの概要

就労移行支援事業所

- 一般企業等への就労を希望する障害のある方が、就労に必要な知識や能力の向上のために訓練を行うところです。
- 専門の職員が障害のある方の状況や希望をお聞きし、事業所内や企業における作業・実習の実施、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

就労継続支援A型事業所

- 一般企業等に雇用されることが困難な障害のある方に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練を行うところです。
- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方は、一般就労への移行に向けて支援を受けます。

就労継続支援B型事業所

- 就労移行支援事業等を利用されたが一般企業や就労継続 A 型事業の雇用に結びつかなかった方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方が利用します。
- 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方は、一般就労等への移行に向けて支援を受けます。

自立訓練【生活訓練・機能訓練】事業所

- 生活訓練事業所とは、知的障害または精神障害のある方に対し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うところです。
- 機能訓練事業所とは、身体障害のある方に対し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うところです。

地域活動支援センター

- 障害者の等の地域生活支援の促進を図ることを目的に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するところです。

※ 障害福祉サービスの利用には、利用料（利用者負担額）が必要です。利用料は、所得区分に応じた負担額(月額)を支払うことになります。ただし、サービス提供費用の1割の額が負担額より低い場合は、1割の額までの負担となります。

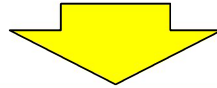
障害福祉サービスの利用のしかた

～就労系のサービス利用までの流れ～

障害福祉サービスの利用については利用前に市町村による支給決定が必要となります。
サービスの申請から利用開始までは、概ね次のような流れとなります。

1. 相談

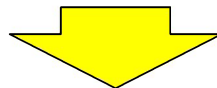
市町村または相談支援事業所にご相談ください（サービス提供事業者の紹介などを行います）。



2. 利用申請 ※1

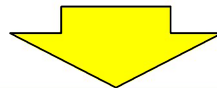
事業所見学・体験を通じて具体的な利用予定事業所が決まったら、お住まいの市町村に障害福祉サービスの申請を行い、相談支援事業所へサービス等利用計画書の作成を依頼します。

申請を行うと、市町村から現在の生活や障がいの状況等を把握するための調査が行われます。



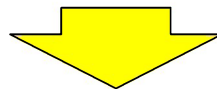
3. サービス等利用計画案の作成・提出

相談支援事業所は利用者の意向や支援目標、利用するサービス内容などを記載したサービス等利用計画を作成し、計画案を市町村へ提出します。



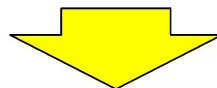
4. 認定・通知

調査の結果及びサービス等利用計画案などをもとに決定した、サービスの種類及び支給量など認定し、支給決定事項を記載した支給決定通知と受給者証が交付されます。



5. 事業者と契約

サービスを利用する事業者に「受給者証」を提示して利用を申し込み、利用に関する契約を結びます。



6. サービス利用

障害福祉サービスの利用を開始します。

※1 就労継続支援B型事業所の利用については、一定の要件（※2）が定められているため、要件を満たさないときは、まず就労移行支援事業所を利用（2～6の手続が必要）し、利用結果にて就労継続支援B型事業所の利用が適当と判断された場合に、利用申請ができることとなります。

※2 ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
② 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定における利用を含む）した結果、就労継続支援B型事業所の利用が適当と判断された者
③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
④ ①～③までのいずれにも該当しない者であって、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業所が少ない地域において、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した就労継続支援B型事業所の利用希望者（平成27年3月31日までの間に限る）

障害福祉サービスの概要

就労移行支援事業所

- 一般企業等への就労を希望する障害のある方が、就労に必要な知識や能力の向上のために訓練を行うところです。
- 専門の職員が障害のある方の状況や希望をお聞きし、事業所内や企業における作業・実習の実施、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

就労継続支援A型事業所

- 一般企業等に雇用されることが困難な障害のある方に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練を行うところです。
- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方は、一般就労への移行に向けて支援を受けます。

就労継続支援B型事業所

- 就労移行支援事業等を利用されたが一般企業や就労継続A型事業の雇用に結びつかなかった方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方が利用します。
- 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方は、一般就労等への移行に向けて支援を受けます。

自立訓練【生活訓練・機能訓練】事業所

- 生活訓練事業所とは、知的障害または精神障害のある方に対し、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うところです。
- 機能訓練事業所とは、身体障害のある方に対し、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うところです。

地域活動支援センター

- 障害者の等の地域生活支援の促進を図ることを目的に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するところです。

※障害福祉サービスの利用には、利用料（利用者負担額）が必要です。利用料は、所得区分に応じた負担額（月額）を支払うことになります。ただし、サービス提供費用の1割の額が負担額より低い場合は、1割の額までの負担となります。

障害福祉サービスの利用のしかた

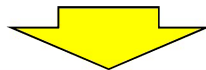
～就労系のサービス利用までの流れ～

障害福祉サービスの利用については利用前に市町村による支給決定が必要となります。

サービスの申請から利用開始までは、概ね次のような流れとなります。

1. 相談

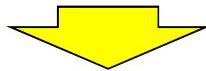
市町村または相談支援事業所にご相談ください（サービス提供事業者の紹介などを行います）。



2. 利用申請 ※1

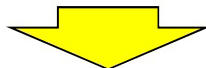
事業所見学・体験を通じて具体的な利用予定事業所が決まったら、お住まいの市町村に障害福祉サービスの申請を行い、相談支援事業所へサービス等利用計画書の作成を依頼します。

申請を行うと、市町村から現在の生活や障がいの状況等を把握するための調査が行われます。



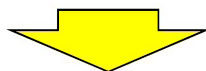
3. サービス等利用計画案の作成・提出

相談支援事業所は利用者の意向や支援目標、利用するサービス内容などを記載したサービス等利用計画を作成し、計画案を市町村へ提出します。



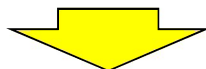
4. 認定・通知

調査の結果及びサービス等利用計画案などをもとに決定した、サービスの種類及び支給量などを認定し、支給決定事項を記載した支給決定通知と受給者証が交付されます。



5. 事業者と契約

サービスを利用する事業者に「受給者証」を提示して利用を申し込み、利用に関する契約を結びます。



6. サービス利用

障害福祉サービスの利用を開始します。

※
1

就労継続支援B型事業所の利用については、一定の要件（※2）が定められているため、要件を満たさないときは、まず就労移行支援事業所を利用（2～6の手続きが必要）し、利用結果にて就労継続支援B型事業所の利用が適当と判断された場合に、利用申請ができることとなります。

※
2

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定における利用を含む）した結果、就労継続支援B型事業所の利用が適当と判断された者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ④ ①～③までのいずれにも該当しない者であって、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業所が少ない地域において、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した就労継続支援B型事業所の利用希望者（平成27年3月31日までの間に限る）